

平成 26 年度新潟県計画に関する
事後評価〔医療分〕
(令和 4 年度事業実施分)

令和 6 年 1 月

新潟県

3. 事業の実施状況

事業の区分	1. 病床の機能分化・連携のために必要な事業	
事業名	県央基幹病院新築事業	【総事業費】 118 千円
事業の対象となる区域	県央医療圏	
事業の期間	平成4年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	県央医療圏の圏域外搬送率の改善：R2年度 25%程度 → R17年度 5%程度（開院10年後）	
事業の達成状況	アウトカム指標 建築工事 65.2%の進捗により県央医療圏の圏域搬送率の改善に近づいた。	
事業の有効性・効率性	<p>※圏域搬送率の改善その他の病院新築による成果は病院開院後でなければ観測できないため、代替指標（建築工事進捗率）を設定 建築工事の進捗（R3末：25.1%→R4末65.2%）により県央医療圏の圏域搬送率の改善に近づいた。</p> <p>（1）事業の有効性 本事業の実施により、県央医療圏における急性期機能の集約に向けた基幹的な病院の整備が進んだと考える。</p> <p>（2）事業の効率性 県央医療圏における急性期機能の集約に必要な基幹的な病院の施設整備を進めることができ、県央医療圏における効率的な医療提供体制の構築が着実に前進したと考える。</p>	
その他		

事業の区分	3. 医療従事者等の確保・育成のための事業	
事業名	【NO. 6】 地域医療支援センター運営事業	【総事業費】 544,940 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	人口 10 万人当たり医師数 【現状：205.5 人（H28 年）→ 目標：222.0（R6 年）】 病院の従事医師数 【現状：2,800（H24 年）→ 目標：2,930（H28 年）】 人口 10 万人当たり就業看護職員数（常勤換算） 【現状：1,128.1 人（H24 年）→ 目標：1,467.2 人（R6 年）】	
事業の達成状況	・人口 10 万人当たり医師数：R2 年：218.2 ・人口 10 万人当たり就業看護職員数（常勤換算）：R2 年：1,271.0	
事業の有効性・効率性	<p>1 地域医療支援センター運営事業</p> <p>(1) 事業の有効性</p> <p>本県においても、今後、地域枠医学生の卒業が本格化してくるが、地域枠医学生等の卒業後の地域医療機関での勤務に向け、卒後配置等の制度運用を整理するとともに、平成 27 年度から、配置のための具体的な作業に取り組んでいる。また、毎年、地域枠医学生等を対象とした地域医療実習を実施し、県内各地の地域医療の現状などへの理解を深めることができたと考えている。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>地域医療支援センターを核とし、新潟大学等関係機関と連携体制を構築することにより、地域医療を担う志を持った医学生・医師に対するキャリア形成支援を効率的に実施することができた。</p> <p>2 医師・看護職員確保対策課職員給与費（一部）</p> <p>(1) 事業の有効性</p> <p>地域医療支援センターの運営にあたり、当課に専任医師 1 名、専従職員 2 名（正規 1、非常勤 1）を配置。地域医療支援センター運営事業及び関係事業の安定的かつ継続的な事業実施体制を整えた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>地域医療介護総合確保基金事業への移行後も事業実施体制を縮</p>	

小することなく、効率的な執行ができたと考える。

3 医師養成修学資金貸与事業

(1) 事業の有効性

卒業後新潟県内の医療機関に勤務しようとする医学生 65 名に修学資金を貸与し、将来新潟県で勤務する医師となる医学生を養成した。

(2) 事業の効率性

本事業は、将来新潟県内で勤務する意思のある医学生に対して修学資金を貸与する事業であり、効果的・効率的に地域医療に従事する医師を養成することができるものとする。

4 臨床研修医奨学金貸与事業

(1) 事業の有効性

臨床研修医 1 名に奨学金を支給するとともに、キャリア支援を行い、将来新潟県で勤務する産科医または精神科医となる医師を養成した。

(2) 事業の効率性

本事業は、県内で初期臨床研修を受け、研修修了後引き続き県内で勤務する意思のある者に奨学金を貸与する事業であり、効果的・効率的に県内に定着する医師を確保することができるものとする。

5 県外医師誘致強化促進事業

(1) 事業の有効性

県外からの医師招へいに向け、民間医師紹介業者の活用や新たに雇用した県外医師の事務作業負担の軽減、研究活動の支援などに取り組む医療機関に対して補助した。(平成 26、29 及び 30 年度で累計 24 医療機関において、25 名の県外医師を採用)

(2) 事業の効率性

事業実施に際し、医療機関への制度周知や医療機関からの相談対応をきめ細かに行うことにより、効率的に成果をあげることができたとする。

6 産科医等支援事業（産科医等確保支援）

(1) 事業の有効性

産科医等の処遇を改善し、その確保を図るため、分娩手当を支給する 34 分娩取扱機関に対して補助した。

(2) 事業の効率性

事業実施に際し、医療機関への制度周知や医療機関からの相談対応をきめ細かに行うことにより、効率的に成果をあげることができたとする。

	<p>7 産科医等支援事業（産科医等育成支援）</p> <p>(1) 事業の有効性 産科医療を担う医師の育成を図るため、産科医を目指す後期研修医手当を支給する病院に対して補助した。</p> <p>(2) 事業の効率性 事業実施に際し、医療機関への制度周知や医療機関からの相談対応をきめ細かに行うことにより、効率的に成果をあげることができたと考える。</p> <p>8 医療勤務環境改善支援センター運営事業</p> <p>(1) 事業の有効性 医師・看護師等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、県医師会に、医療機関の勤務環境改善計画の策定等への支援や診療報酬制度面、経営管理面、関連補助制度の活用等に関するアドバイザー派遣などの取組を行う総合的な相談支援体制を整えた。</p> <p>(2) 事業の効率性 事業実施に際し、新潟労働局等の関係機関・団体と調整し、効率的に体制整備を進めることができたと考える。</p>
その他	<p>【執行実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ H26～R 元：428,804 千円 ○ R2：45,904 千円 ○ R3：28,832 千円 ○ R4：41,400 千円

事業の区分	3. 医療従事者等の確保・育成のための事業	
事業名	ナースセンター強化事業	【総事業費】 30,771 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	人口 10 万人当たり就業看護職員数（常勤換算） 【現状：1,128.1 人（H24 年）→ 目標：1,467.2 人（R6 年）】	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員無料職業紹介事業の実施 ・再就業移動相談会の実施：13 回 ・再就職支援セミナーの実施 (e ラーニング、基礎コース：8 回、復職体験コース：3 回、求人施設見学ツアー：2 回) ・再就職支援相談会の実施：64 回 ・未就業看護職員実態調査の実施 ・ナースセンターだよりの発行 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 本事業の実施により、各地域の実情に合わせた潜在看護職員の掘り起こしと、県内全てのハローワークでの再就職支援相談会の開催や県内各地で再就職支援講習会の開催等のきめ細かな再就業支援を行うことで、潜在看護職員の再就業が促進されたと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性 潜在看護職員が身近な地域で再就職のための講習会や相談会に参加できるため、効率的に潜在看護職員の再就業支援が行えたと考えます。</p>	
その他	<p>【執行実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ H26：17,378 千円 ○ H27：13,251 千円 ○ R4：142 千円 	

事業の区分	3. 医療従事者等の確保・育成のための事業	
事業名	看護教員養成講習会事業	【総事業費】 10,939 千円
事業の対象となる区域	全県	
事業の期間	平成 26 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	看護師等学校養成所の県内就業率 【現状：76.3% (H25) ⇒80.1% (R5)】	
事業の達成状況	・受講者数：10 名	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 本事業の実施により、医療の高度化・専門分化に対応した看護教員を育成したことで、各養成所における教育実践力が底上げされ、看護職員の資質向上につながっていくものとする。</p> <p>(2) 事業の効率性 看護教員を養成することにより、看護職員を目指す多くの者がより質の高い看護教育を受けられるようになり、県全体の看護の資向上を図る上で効率的な事業であるとする。</p>	
その他		